

第5期 国分寺市公民館運営審議会 第12回定例会

日 時 令和6年11月29日（金）午後3時～4時

場 所 恋ヶ窪公民館 会議室

出席者

■委 員 田中委員長・鈴木副委員長・松田委員・稲津委員・坂本委員・矢島委員
辻委員

■職 員 本多公民館課長兼本多公民館長・渡辺本多公民館事業係長・櫻井恋ヶ窪
公民館長・保谷光公民館長・久保もとまち公民館長・鎌田並木公民館長
鈴木本多公民館職員

事務局：時間になりました。今の出欠内容ですけれども、ただいま7人の委員の方が出席されていまして、この後、江渕委員がいらっしゃる予定となっております。委員の過半数が出席となりますので、本日の会は成立いたします。よろしく願いいたします。

田中委員長：ありがとうございます。皆さん、今日はお疲れさまでした。これから後半は、今まで頭と心を使って1時間過ごしましたがけれども、ごめんなさい、体と心か。頭だけでは駄目なので、やっぱり心も使うのですけれども。後半の会に移ります。第12回国分寺市公民館運営審議会を開催しますということで、今日もよろしくお願いします。

1 連絡事項

（1）配付資料確認

田中委員長：それでは連絡事項の1番の（1）。配付資料の確認というところからいきたいと思います。事務局からよろしくお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。まず初めに本日の次第があります。資料12-1で「第5期国分寺市公民館運営審議会第11回定例会」となります。続きまして、資料12-2で『まち・ひと・わたし』を結ぶ～人権学習の取り組みから～」、資料12-3で第4分科会報告資料チラシとなっております。次第には載っていませんが、「第61回東京都公民館研究大会の開催要項」と諮問文があり、そのほか、「けやきの樹」の11月15日号と教育広報誌のNo.30をお配りしております。過不足がないか、ご確認ください。

田中委員長：ありがとうございます。何か不足などはありませんか。

（2）第11回定例会議事録確認について

田中委員長：それでは、次にまいります。連絡事項の（2）第11回定例会議事録の確認ということで、これも事務局からお願いします。

事務局：資料12－1で第11回定例会の議事録をお配りさせていただいております。

ご確認いただき、修正がありましたら12月13日の金曜日までに事務局までお願いいたします。

田中委員長：ありがとうございました。何かありましたら、12月13日までにということで、よろしくお願いします。

2 報告事項

(1) 令和6年国分寺市教育委員会第10回定例会について

田中委員長：では、続きまして報告事項にまいります。(1) 令和6年国分寺市教育委員会第10回定例会についてということで、これも事務局からお願いします。

事務局：令和6年の国分寺市教育委員会第10回の定例会について、ご報告いたします。定例会は10月24日に開催されており、公民館に関する議案といたしまして、「令和5年度第2次国分寺市教育ビジョンに基づく主要施策の点検及び評価について」という議案がございます。この中で令和5年度に公民館が実施しました講座等の報告をしまして、以前5月6月あたり、皆様にご意見をお伺いしましたときがあったかと思うのですが、その資料に基づいて、今度は識見の方にご意見をいただきまして、その報告をこのときにしております。公民館に関する施策の中で、識見の方にご意見をいただいた内容としまして、5年度は公民館が開館しまして、60周年を迎える節目の年でしたけれども、本多公民館で地域共同事業として、60年前と今を写真で比較をしたりとか、昔遊びをしてみたりとか、今までの形態のいろいろ変わっていく様子を皆に見てもらったりとか、「60年前と今 見て！ 遊んで！ 楽しんで！」というテーマで事業を行っております。このことを評価させていただいております。このときは大人だけではなく、子どもも一緒に来てもらいまして、貴重な交流の場になったということで、評価をいただいております。子どもが企画段階から参加でき、効果的であるということで、並木公民館でも子どもまつりというのを行って、子どもを中心に企画運営していくのですが、大人もサポートをしていくということで、並行して会議も行って実施していくという、大人も子どもも参加できる事業というところを、かなり評価させていただいております。学校だけではなくて、地域で子どもたちを含めた交流の機会の充実を、今後も大切にしてほしいというご意見をいただいたところです。以上です。

田中委員長：ありがとうございました。何かご質問などがありますか。よろしいでしょうか。

(2) 都公連委員部会研修会について

田中委員長：それでは、(2)です。都公連の委員部会の研修会ということで、こちらは担当委員からご報告ということで、よろしいですか。

委員：報告します。10月26日に西東京市の柳沢公民館で、午後2時から4時半までなので、2時間半です。年間の活動の中でも、都公連の研修会の中で、一番目玉になるイベントなのかなと思っております。参加させていただいて、本多公民館長も参加されましたよね。

事務局：はい。

委員：内容的には大きく2つありまして、1つは文科省の方がおいでになっていまして、公民館を取り巻く社会教育振興施策の動向ということで、プレゼンをされました。その後、質疑応答等があったのですが、2つ目が講演で、法政大学の社会学部の荒井教授が、社会教育法23条の議論、背景。立法史から学ぶ公民館の目的、本質ということで講演されて、これも質疑応答があって、この2つが終わってから皆さんでグループに分かれて、グループ討議みたいなことを30分弱しまして、全体が終わりました。2つ目の法政大学の荒井教授のお話は、ほぼいつもというか、何回か笹井先生から伺っている、公民館の成り立ちや歴史ですとか、あるいはその役割みたいなところを、全国的な事例を出しながら教えていただいたので、言い方はあれですが、それほど目新しい感じではなく、確認という内容でした。1番目の文科省の方の講演のポイントとしては、社会教育法の制定から75年がたちました。しかしながら、その内容を法整備という点ではさほど変わっていない、中身の、もちろん私たちの生活スタイルとか、公民館の利用の目的とか等々は大きく変わっている。だからよく言われる、法が実態に追いついていないようなことが、正直なところありますということで今、第4期教育振興基本計画というのが、昨年から5年ごとに決まっているらしいのですが、今は2040年以降、社会を見据えた持続可能な社会の作り手の育成ということをテーマに掲げてやっていますというお話がありました。かなり細かいお話があったのですが、私が、興味があったところは、全国の公民館の数が約10年前は、1万4,000件ほどありました。今は1万3,163件ということで、1,000件くらい公民館の数は減って、あとは職員の方の数も10年前が4万5,000人で、今は4万1,000人。4,000人ほど減っていますということと、私たちも議論しておりました、指定管理です。外部委託の割合も10年前が8.1%で、直近のデータが9.9%ですということで、徐々にこの比率も上がってきていますというお話がありました。最後に、例の通達があったと思います。周知徹底という、いわゆる営利活動をやっていいかどうか、みたいな話があって、この件についても触れられて、それも活発な質疑があったのですが、これに関しては文科省のほうでは、社会教育法の23条「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助すること」は、行ってはいけませんということで、この「もっぱら営利を目的として」というところを逃げ道ではないのですが、皆さんのほうで熟慮していただいて、各公民館の実態に合わせて、営利を伴う活

動は微妙なところがあると思うのですけれども、ここについては皆さんで議論をしながら進めていただきたい、みたいなお話があったのです。結論、私もそうかなと思ったのですけれども、この通知は不定期で出しているそうです。なので、前はいつ出したのかとか、そういうのははっきり記載して、前回は続きながら今回、みたいなことで出したほうが、初めて見た人はびっくりしたり、誤解したりするので、そういうこともしていただいたらいいのではないのでしょうか、みたいなことも、僅かですけれども意見をさせていただきますので、盛況であったかなと思います。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。今の営利の問題は確かにおっしゃるように、随分前から議論というか、文科省は時々出すのです。それで今日、ちょうど商店会の会長さんと話をしていたのは、公民館としても商店会を応援し、商店会と一緒に地域づくりに取り組んでいくのが大事だと思ったので、そこで何らかの営利が発生する活動があったとしても、特定の商店とか特定の企業のメリットに要することでなければ、今はかなり、ちょう委員のお話にもあったように、緩やかに認められる可能性があるので、商店会の発展に資するような連携が、どうやって公民館にできるか。これは大事だなと今、改めて思いました。ありがとうございます。随分といろいろと文科省のほうからも、たくさんの知見が出たようなので、もし今、何かご質問、委員のお話しになった中で、この辺はもう少し詳しく聞きたいとかがあれば、どうぞ。時間も限られていますけれども、もし何かあれば。

委員：文科省の方のプレゼンの資料も、一応いただいていますので、ご覧になりたい方がいらっしゃったら、見ていただけたらと思いますし。

田中委員長：もしよろしければ、課長はお持ちですか。

事務局：紙ベースだけだと思うのですけれども。

田中委員長：例えばその紙を、次回でもいいので、コピーで、全員で共有させてもらえるとありがたいです。

事務局：実は、都公連では委員部会のほかに職員部会であったり、館長部会であったり、いろいろな部会があるのですけれども、今年度は館長部会の担当市が国分寺市なのですけれども、館長部会の研修会でも同じ方に来てもらったのです。委員部会で、文科省の方がいらしているのですけれども、同じ方に来てもらって、資料が全く同じかどうかで、見比べてみたいと思うのですけれども、23条も含めた資料をいただいていますので、次回に皆様と共有したいと思います。

田中委員長：お願いします。ありがとうございます。

3 協議事項

(1) 恋ヶ窪公民館の移転について

田中委員長：次は協議事項の（１）と（２）があって、初めにまず恋ヶ窪公民館の移転についてということで、恋ヶ窪公民館長からよろしいでしょうか。お願いします。

事務局：私ども、関係部署の係長職が出る、設計分科定例会というものが、前回の公運審が開かれたのが10月25日ですが、このときに報告をさせていただいてから、行われていないのです。備品などを各館でどういうものが必要かというのを出すというところで、館内の物とかを調査しているところなのですけれども、これ以上の報告がございません。

田中委員長：了解です。また何か動きがあったときによろしくお願いします。

（２）諮問について

田中委員長：それでは協議事項の（２）諮問についてということで、これがいよいよ、我々がつくる答申に直結してくる共有事項です。事務局とあらかじめ情報交換をしたのですけれども、この後、12月は議会月なので休みなのですけれども、その後の1月、2月にこの会議があって、3月がお休み。議会なので。あと6月までが我々の任期。4月になるとほとんど出来上がっているという状態が必要なので、1月、2月が勝負どころということになるのです。ただ、これまではいろいろな調査をやってきたので、いきなりは内容がつかれないので、今日はまずはブレインストーミングといいますか、我々が答申をつくる上でどういうポイントがあるだろうかというのを、自由に出し合ってみて、それを委員長と副委員長と事務局とで踏まえながら、1月にある程度のものを、枠組みを出していけるかなと思っています。なんですけれども、今日せっかくまちを歩いてきたので、まずはまち歩き感想でも出し合ってみたらどうかと思うのですが、よろしいでしょうか。ではまず、それいきましょう。その上で答申のほうのアイデア出しとしたいと思います。いかがでしょうか、歩いてみて。歩いてみてといっても、何を見たかですけれども。私の印象は、商店会長さんと直接話しをしたのが、とても大事だったと。話しをしたというか、あちらに話しをしてもらったわけですけれども。ただ、改めて気づいたのは、市役所がなくなってから公民館が複合施設に入って、タイムラグがあるのです。ですから、その間、彼らは心配をしているのです、商店会が。複合施設ができてから、新たなにぎわいがあるけれど。この5年間か4年間の間、恋ヶ窪公民館が積極的に商店会と連携しながら地域を活性化し、商店会のメリットになれば。さっきのお金の問題も含んで、経済的な問題も含め。制度上超えない範囲で、いろいろなことをやってみるということが大事かなと思いました。まちを歩いて感じた感想は、私はそれなのですけれども、ほかの方はいかがでしょう。副委員長何かありますか。

鈴木副委員長：私は当たり前でございまして。

田中委員長：本当に、まちそのものを抱えているようなお立場だから。いかがですか。

委員：地味ですよ。ちょっとお話ししたのですけれども、駅前にはあまりにもひっそりして、次の鷹の台あたりのほうがよっぽどお店が出ていたりして、にぎわっているね、みたいな話を、歩いている途中でさせてもらったのですけれども。かといって、無理やりお店を出せみたいな話にはならないと思いますけれども、どうしたらいいかは分からないのですが、駅前にはあまりにも地味というか、静かというか。何とかなったらいいなという気持ちがありました。

田中委員長：結局、駅から車道がバンツとあって、周りにあるから、商店街としてはまとまりが。車の入れない通りがあって、そこに集積していると別ですけども、裏通りがまた、そんなに皆さんが行き来する場所でもないし。言われてみれば、そういうことがあるかもしれません。でも、例えば公民館で子どもたちと一緒に商店街の飾りつけをやろうとか、そんな事業をやっても面白くないですか。楽しくいろいろなものをつくってもらって。でも、雨が降ると、駄目になってしまうとあれですけども。

委員：来年の1月からあっちに移って、ここは補足的に使うのですか、市が。

鈴木副委員長：解体するのです。

委員：解体するのですか。それはすぐやるわけですよ。

鈴木副委員長：来春。

委員：ただの更地みたいになるわけですね。

鈴木副委員長：はい。

田中委員長：来春というと次の春。

鈴木副委員長：年明けです。

委員：基本的には立ち入り禁止地域になってしまうわけですよ、工事が始まると。

田中委員長：それはそうですね。

鈴木副委員長：そうです。

田中委員長：特に今日の見学、まち歩き感想がなければ。どうぞ。

委員：私は、今年の6月と、それから先月なのですけども、新潟県の佐渡、国分寺市と姉妹都市になっていますが、6月にトビシマカンゾウという、ニッコウキスゲに似た植物が花盛りだということで、私は30年以上前に植物の調査に行って、ちょうど終わりだったのです。見られなかったの、三十何年振りに念願がかなって見に行ってきたのです。それから先月は、ある場所から頼まれて林を見てほしいと言われて、見に行ったのですけれども、2回行って痛感したのは、両津という、新潟から行くと船が泊まる港があるのですけれども、三十何年前に行ったときは、ものすごい商店街があってにぎわっていたのですが、今回行ったら10軒に1軒、お店が開いているか開いていないかというような状態になって、全く寂れてしまっているのです。市役所も全島で1市になってしまったものですから、島の中心に移ってしまって、船が

着くだけのまちみたいになってしまっていて、規模も全然恋ヶ窪の商店街と違いますけれども、そういう核になるものがなくなったとき、市役所がなくなったときに、5年のタイムラグがあるとすると、その間に寂れて、「もうやめた」というお店が増えてきてしまうのではないかということを痛感しながら、今日見ていたのです。法的にそんなことが可能かどうか分からないのですけれども、市役所が出ていくから、そういう事態が十分予想されるので、ひいきだということになってしまふといけないうのかもしれないけれども、この商店街とか地域の活動というか、生活を支えるような施策というのを、市として考えることはできないのかということを、考えながら歩きました。飲み屋さんとか、ぶつぶつ言う人がいなくなったら、お店が成り立っていかないのではないかと思います。

田中委員長：私は子どもたちが云々と言ったのは、ささやかなことにすぎなくて、やはり市が乗り出して活性化対策。それは政策上あり得るので、例えば公民館としてできることは、そういうものに対して提案していくとか、公民館のグループが寄り集まって、ネットワークで。それはあり得ますよね。市に対して積極的に提案して行って、市に動いてもらうようにできるだけ働きかける。

委員：前に、3,000円のカードで、地域のお買い物ができるとかいうのがあったではないですか。ああいうのも、ここの恋ヶ窪だけというのができれば、また、どういうふうにするかは分からない。

鈴木副委員長：地域エリアの商品券ね。

田中委員長：ここ限定の商品券を市がやると、また。

委員：商店会が協力し合ってやる感じで。

田中委員長：おっしゃったように、なんらかの経済的、直接的な支援でどこまで可能かというものを、検討したほうがいいです。

委員：前に報告があったのかもしれないのですけれども、公民館の地域会議には、商店会長さんは入っているのですか。

鈴木副委員長：地域会議はないのです。

委員：恋ヶ窪公民館は、地域会議はないのですか。じゃあ、ぜひやってほしいです。その中に商店会長さんと町内会長さんは、入れていただいたらいいのかなと思います。

鈴木副委員長：その前に、恋ヶ窪公民館運営サポート会議の中に、メンバーとして入るということで、その後に地域会議をどうしていくかということ。

委員：サポート会議の中に商店会長さんを入れるのですか。

鈴木副委員長：そういう方法があるのではないかと思います。

委員：そう言っているところはあるのですか。

鈴木副委員長：存じません。

委員：基本は利用者さんとか。

委員：それは今、逆ではないですか。サポート会議は公民館を支援する側という

ので。

委員：ちょっと違う感じがします。

委員：そうですね。地域と一緒にってというのは、まさに地域会議のほうが合っているかなみたいな気はします。

田中委員長：例えば、コミュニティスクールの運営協議会の中に、地域の地場の企業の社長さんだとか、そういう経済界の関係者というのは、入っているケースはありますでしょうか。

委員：私が聞いている限りではあまりないのですが、公のところが多いのですが。ただ、1つの方法として、七小なんかは地域の商店街。駅前の商店街とかなり密接につながっている。ただ、コミュニティスクールの委員になっているわけではないのですが、将来的にはありかなとは思っています。

田中委員長：私は武蔵野ですけども、地域のコミュニティスクールまではいっていない。来年度以降になるらしいですけども今、開かれた学校づくり協議会で、そこに地元の教習所の社長さんが入っていて、メンバーに。今は担当部長さんに代わったんですけども、でも、それは普通に。地域に貢献している会社なので入っていますから、制度上問題がなければ、入っていいかというのはあるのではないかと思いますので、それこそ検討の課題ですよ。

鈴木副委員長：コミュニティスクール協議会のメンバーが今、枠が15人なんですけれども、8人に枠が狭まれるということもあるので、それでどういう人材の方々をメンバーにするのかということもあるので、ちょっと難しくなるのかなと思っています。

田中委員長：コミュニティスクールはコミュニティスクールとして、今はサポート会議です。

鈴木副委員長：今、いろいろとお話が出てきて、寂れているねとか。確かにそうなんです。この商店会は登録者が少ないんですけども、商店会に入られていないお店もあります。例えば、飲み屋さんとか、ラーメン屋さんとか、いろいろお店があるけれども入ってはいらっしゃらない。そういうお店もたくさんあります。もうやめてしまった方もいらっしゃるのです。あともう1つは、代替わりをしたので、そのときにやめた方。高齢になって、お仕事を続けられなくなって、やめられた方もたくさんいらっしゃる。昔の商店会のメンバーよりは、半分ぐらいになってしまったのかなと思うのはありました。

田中委員長：昔はもっとあったのですか。

鈴木副委員長：もっとたくさんお店がありました。それからもう1つは、あそこの複合施設は、どんなことで複合施設にするのかというキャッチフレーズがあって、「にぎわいのまち、恋のまち」という、そういうまちにするのだということで、複合施設を建てるとのことだったんですけども、それでさっき、商店会長さんも言われていたように、4年間空白になってしまう。まるっきり、

もしかしたら5年間。その間に潰れていってしまう。まちそのものがゴーストタウン化しないようにということで、何とかしなくてはということで、こういうイベントも始めたとおっしゃられて。どのイベントなのかというと、「もっと元気に大作戦」私が説明してもしようがないのですけれども、4店に合言葉を言えばいい。そうすると、何かもらえる。それだけのことなのですけれども、ハートが書いてあるnagomi bakery。買わなくてもいいから、そこへ行って「もっと元気に大作戦」と合言葉を言うと、何かをいただける。それから習う、29番、英才個別学院、恋ヶ窪校。ここ行って何合言葉を言うのと、言ってどうするの、みたいなの、あるのですけれど、そういうことをやり始めたということとか、何とかしなくてはいけないというので、頑張っているということは言われていたの。でも、小平にある一橋商店会なんかに比べたら、あそこだって、ここの商店街よりは距離は短いけれども、軒並みお店が開いてにぎやかですよ。それに比べたら、もともと恋ヶ窪は住宅街でしたから。それから公園やら庭やら、樹木やらがいっぱいあったところだから。

委員：地図で、バス停で、内藤神社というバス停があるのですけれども、ここの5番とかいうところは、ここは神社なのですか。

鈴木副委員長：内藤神社があります。

委員：ここのお祭りみたいなのは。

鈴木副委員長：あります。

委員：それはにぎやかなのですか。

鈴木副委員長：何と比べてにぎやかと言ったらいいか。

委員：商店会が出たり、縁日が出たり、みこしが出たりとか。

鈴木副委員長：そういうのはないです。

委員：カラオケとかはあります。

鈴木副委員長：あるんですか。よく分からない。氏神さまだから、内藤神社も。

委員：本多公民館の近くの八幡神社は、定期的にお祭りをやってにぎわうではないですか。あんな感じではないですか。

鈴木副委員長：その「あんな感じ」が分からないので。

田中委員長：でも、そういう神社も関係していくといいなと。

委員：お祭りを神社とタイアップするとか。内藤神社はこっちのほうにあるのか。

鈴木副委員長：ちょっと離れていますね。

委員：でも、そんなに、市役所と三角形を結ぶくらいの関係ですよ。図書館と市役所と内藤神社。

鈴木副委員長：ここからは近いですから、内藤神社は。

委員：そうですね。だから、この辺のエリアを攻めるとしたら、神社も1つのツールになりますよね。

田中委員長：では、そういうことも含め、いろいろ考えないといけないですね。今日の

まち歩きは以上でよろしいですか。もう既に答申につながるようなアイデアが、幾つか出てきたような気がします。それでは、私が最初に言ってしまったのであれですけれども、事務局のほうから今の（２）の諮問について、最初に何かご説明いただけますか。

事務局：今、委員長が言われたとおりで大丈夫です。

田中委員長：失礼しました。では、今日もまち歩きを先にやりましたけれども、この後、冒頭に言ったように次の12月が休みで、1月、2月に、かなり集中的に内容をつくっていかねばいけないということがあるわけです。ですので、今日はそこに向けて、1月、2月にうまく内容をつくっていけるために、どうすればいいかということなのです。今、事務局をお願いをして、改めて諮問文を皆さんに配付していただいたのですけれども、今日の資料の最後にあります。思い出してみると、タイトルが「国分寺市現庁舎用地複合公共施設における公民館運営の在り方について」それで諮問事項がたくさんありまして、具体的なテーマとしては、1つは、これからも地域に根差す公民館としての役割について。これが地域との関係です。（２）は複合施設に入るもので、複合施設内の他の施設との関係を、どういうふうに進めるかという2つの側面から、我々は答申を出すというような役割が与えられているということです。ゼロから始まるのではなくて、これまで既に複合化の問題について随分議論をしてきて、提案書も出しているので、その辺の蓄積は当然生かしながらいかなければいけないかなと思います。今、私がパッと思ったときに、どういうものが方針に盛り込まれるべきかと考えたら、まずは諮問事項の（１）、（２）の以前というか、後かもしれませんけれども、これとは別にまずは複合化の計画が今、どのように進んでいるかという、要するに行政のほうの、これまでの施策としての経緯と現状とか、現時点での案みたいなものとか、それは入れたほうがいいですね。それがないと、どういうものを元にして考えているか分からないので、そこは市民向けのパンフレットなんかは出していますから、ああいうものとか、その後のワークショップを設けて、今どういうところまで検討が進んでいるのかという資料は、できたら事務局のほうに、簡単にでもつくっていただいとうとありがたいなという思いと、そういう流れの中で、我々が教育長に対する意見書というのを書きましたので、それは参考資料になるかもしれませんけれども、それは何らかの形で載せていただくことが必要かと思っています。それがこの答申の（１）、（２）とは別に、複合化の問題を答申として扱うからには、それは何らかの形で掲載したほうがいいかなと思うということです。次に（１）について。これからも地域に根差す公民館としての役割。「これからも」という「も」が大事だと思うのです。「も」ということは、これまで地域に根差してきたので、恋ヶ窪公民館がこれまで地域とどういう関係をとってきて、どういう役割を果たし、また、地域の子どもから大人まで含めて、どのように恋ヶ窪公民館

が愛され、活用されているか、生活に根づいているかというのを、ある程度1つのまとまりある形で載せる必要があると思うのです。それはもしかしたら恋ヶ窪公民館長とか、前館長とか、鈴木副委員長とか、あるいは運営サポート会議の方。恋ヶ窪公民館に関係するとか、直接担当されている方々につくっていただくと思うのです。(1)の前段としては、まずそれが必要だと思うのです。もう1つは、先ほどちらって言いましたけれども、複合施設に入るまでまだ何年かあり、そしてまた市役所がなくなってしまうことによって、地域が大分変わるので、ブランクの4年間か5年間か、この期間についてもやはり、恋ヶ窪公民館としての役割は、何をやるべきかというのは、考えたほうがいいと思うのです。先ほどの、商店街の活性化の問題を中心としてというか、それも含めて。その辺も考えられるといいと思っています。それが今、取りあえず私が(1)について思うことです。それから(2)については、複合施設内の他の施設ということなので、それぞれ福祉センターと、生きがいセンターを、廊下からいろいろと部屋は見ましたけれども、それぞれ複合化の相手になる施設についての概要は、申し訳ないのですけれども、事務局のほうにご用意いただいて、資料として載せる必要があると思うのです。それを見ながら、あるいは1月に福祉センターの方とやり取りできるのでしたか。それは今、調整中でしたか。

事務局：調整をしていたのですけれども、相手方もなかなか難しいという形で。

委員：もう数か月たつのですけれども、嫌がっているのですか。

事務局：嫌がっているとか、なかなか調整がつかないというような問題です。

委員：だって、普通は調整がつきますよね。明日会ってくれと言っているわけではなくて、もう数か月たちますよね、リクエストしてから。ということは、嫌がっているようにしか思えないですけれども。

事務局：何とも言えないのですけれども、お願いをしている段階なので。

委員：どういう立場の方をお願いをしているのですか。

事務局：担当課の方をお願いをしています。

委員：福祉センター長とかいうのがいるのですか。

事務局：そこは指定管理なので、直接お願いをしているわけではなくて。

委員：福祉センターを市から委託されているとこの、責任者ですか。

委員：委託しているほうの責任者。

事務局：担当課のほうに問い合わせをしている。

委員：委託しているほうの責任者と、会おうとしているのですか。

田中委員長：いや、我々は例えば、利用者団体みたいなのがあれば。

委員：委託されているほうの人と、会おうとしているのではないのですか、我々は。

田中委員長：我々は要するに、福祉センターのことを生で知りたいということだから、向こうの利用者であったり、あるいは運営している人とコミュニケーション

をしたいということです。

委 員：今、この会で数回お願いしていますよね。そのお願いしている相手が、事務局がコンタクトをとろうとしている人と、我々がコンタクトをしてほしい人とは、食い違っていませんか。

田中委員長：いや、行政関係だから当然、公民館からまず窓口としては、向こうの行政の担当になるのではないのでしょうか。だからその担当から、指定管理に言ってもらうとか、利用者団体に問い合わせることになるので。

稲津委員：それならいいのだけれども、別に窓口の人と我々が会うわけではないですよ。

事務局：もちろん。

委 員：窓口の人を通して、指定管理者の責任者と会おうとしているのに、その調整ができていないのですか。

事務局：そうです。

田中委員長：それは例えば、市民ベースで向こうの利用者を知っている関係があるとしたら、そこから関係をつくって、向こうの利用者団体とか、運営施設の人と、コミュニケーションをとるというのは無理ですか。

鈴木副委員長：知り合いはいますけれども、そういうルートでいいのかなという話で。

委 員：普通、指定管理者は行政のほうから、「こういうことで時間をとりなさい」と言ったら、外されたくないから、最優先でアポを決めると思うのですけれども。それは私の勝手な思い込みですか。

田中委員長：事務局には、随分前からやっていただいているので、もしかしたら行政的な関係の中で、向こうがかなりあれしているのかもしれないので、こちらは市民ベースのほうでつついて、何か起こすことができないかなというのを思ったのですが、どうですか。いよいよ駄目なら仕方がないので、我々は紙ベースでいいので、福祉センターの事業内容であったり、利用者の動向とか、利用者が書いた感想文なり、あるいは利用者団体があるのでしたか。そういうところが出している報告書とか、要するに何をやっているのか、市民がどういうふうにそこを利用しているのか、分かる資料をできるだけいただいて、それを基にやるという形しかないですよ。なかなか難しいから、向こうの窓口。そこをまた。

委 員：委員の言われるとおりかなと思うのですけれども、行政からこの会に、例えば1人委託先の責任者の方にこっちに来て、現状を説明してくださいと言えば、それは来るのではないかなと思うのですけれども、そんな簡単な話ではないのですか。

事務局：そうしてもらいたいという形でお願いをしています。

委 員：行政の人が、あんまり乗り気ではないのではないですか。

事務局：そこは何とも言えないですけども。

委 員：あんまり重要と思っていないのではないですか。

事務局：そこがどう思われているか、そこまでは我々には分からないのですけれども、とにかくその担当部署のほうには、そういう形でお願いをしているという状況です。

委員：担当部署というのは、どこになるのですか。

田中委員長：では、時間がもったいないので、そこはできれば課長から課長に言ったら何とかなるのかどうかとか、その辺はまた後で相談したいと思うのですけれども。

委員：私は、他の施設の連携の事業展開、2番は、少なくとも一番でかい福祉センターの、紙ベースではなくて、フェイス・トゥ・フェイスで会うことは、まとめる上で必須だと思っていますので、本当にやってほしいのです。

事務局：庁内で調整をさせていただきます。

田中委員長：調整、お願いします。

委員：それと他の施設というのは今、福祉センターと生きがいセンターと、あとどこになるのですか。

事務局：弓道場です。弓道場もしかりだし。

委員：武道館とかありましたよね。

事務局：武道館もしかり。

委員：それを全部挙げていただけますか。図書館もある。

田中委員長：そういった質問ですけれども、館長さんたちから諮問が出ているので。他の施設の連携というのは、どういう連携をイメージされていますか。弓道場を含めて、いろいろな施設とどういう連携があり得るかを、答申で出してほしいということですか。もとまち公民館長がうなずいていますけれども。

事務局：そう思っています。

田中委員長：ということはやはり、情報をできるだけいただいたほうがいいですね。

委員：あと、言葉で、大項目としては、運営の在り方についてとなっているのですけれども、具体的なテーマでは役割についてと、事業展開についてとなっているのですけれども、運営と役割と事業展開というのは、使い分けているのですか。

田中委員長：どうですか。運営の在り方は、総合的な感じで、具体的なテーマがこれだということですよ。

事務局：そうですね。運営をしていくに当たって、どういう役割を持っていくのか、どのような事業展開をするかということを、具体的にしているという感じです。

田中委員長：(2)はどのような事業をやればいいのかということですよ。

事務局：そうです。

田中委員長：どういう方法で、どういう仕組みでどういう事業をやっていったらいいか。

委員：あと、田中委員長の方から、ブランクの期間の恋ヶ窪公民館の役割についても、答申の中に含めるという解釈で話されたのですけれども、ここでは

普通に読んだら、複合公共施設における公民館の運営の在り方なので、それは入らないのですけれども、それは入れて構わないという解釈でよろしいですか。

事務局：答申をつくるのは皆様方なので、どういう形にするかというのは、皆さん方で考えていただいて。

委員：いや、諮問に対する回答ですから、諮問の中にそこまで含まれているのかどうかは、重要だと思うのですけれども。

事務局：諮問事項のテーマでしたら、基本、商店街はマストではないです。何しろ、この公民館が引っ越す体で市役所の跡地に来ますので、そこにおける公民館の在り方というところで、私たちが講座をしたり事業をしたり、いろいろなことをするのは、一般的に運営という言い方を、全体的なことを言います。事業展開といったら具体的に、例えば恋ヶ窪で行っている今までの講座や事業。お祭りでしたらここも単独なので、図書館・公民館でやっていたものが、複合施設で、いろいろな課が入ってくるので、建物全体でお祭りをするというようなことが、想定できるのではないかとというのが、例えば、事業展開の話です。福祉センターとかは、指定管理が既に入っておりますので、そのまま複合施設でも指定管理が入ってくるというイメージで、担当課は考えていると思います。私たちは直営で運営していますので、そのまま職員が直営で複合施設にも入っていくというような、そういうつもりで私たちは今いるのです。今まで単独でやっていた事業が、いろいろな課が一緒になっていく。そういう、建物の中にあつての事業展開というイメージなのです。具体的にこんなことができるのではないですか。例えばお祭りではみたいな、そんな感じで考えていただくとよろしいのかな。私たちも具体的にそれを受けて動きやすいというイメージではおります。1階、2階、屋上、地下と機能が大分固まってまいりましたので、ここが一番大きな会議室。36名定員ですけれども、それよりも大きな定員の部屋が幾つもあるところに引っ越すわけです。地下では音出しオッケーな部屋を地下につくりまして、私たちはこうしてワンフロアですけれども、使っているのが主に2階に入っていきます。プラス1階には総合窓口を用意して、そこに職員が常駐しまして、図書館とフリースペースがあつて、保育室もあつてみたいな、そんな間取りです。細かな備品等は、これからどんどん詰めていくのですけれども、そういった平面図も修正を加えていくのですけれども、機能としての公民館の在り方というのをイメージしていただいて、いろいろ提案していただけたらありがたいと思っています。また、周辺の環境もここで変わっていきますので、特に商店街は危機感を感じているわけですので、市の中には経済課があつたり、まちづくり計画課や推進課があります。光公民館であれば周りにお店がないので、コンビニぐらいしかないのです。住民のために曜日を決めて、月にこのパン屋さんが光公民館に出張します。皆さん来てくださいますみたいなものやっ

ます。経済課とやり取りをして、いわゆる本多公民館の近くにあるパン屋さんが、その日は光公民館に行って、皆さんにパンを買ってもらいたいなことは、既にやっておりますので、ほかの課と連携をしながら、商店街に何か協力をすることが考えられる、可能性はありますというようなことです。

田中委員長：ありがとうございました。先ほど、恋ヶ窪公民館がこれまでに、どういう地域とやってきたかというのは、私、言いましたけれども、今のような、ほかの公民館も地域とユニークな関係を持っているというのがあれば、情報でいただいて、それも含めて考えていきたいですね。ありがとうございました。さっき、商店会長さんと話したので、急にそこばかりを私もイメージしたので、ブランクの5年間は駄目だと思ったのですけど。ただ、これは複合化されてからどうするかがメインだと思うので、やはりそうだなと今、改めて認識しましたけれども。ただ、いきなり5年後に始まるのではなくて、5年間準備とかそういうのもあるので、移行期としての5年間も、ちょっとだけ答申に入れたほうがいいかなという気はしました。

委員：私もそのところは、触れざるを得ないところだとは思いますが、メインとしての回答については、やはり4年後か5年後に運営が始まる、複合施設においての在り方みたいなのところに絞ったほうがいいのかと思います。

田中委員長：おっしゃるとおりです。それでは、時間もあまりありませんけれども、答申をつくる上でこういう内容を盛り込んだほうがいいのかとか、あるいはこういう観点が大事とか、何かありましたらなんでもいいので。

委員：日程的に来年の4月、5月頃には、ここの運営が指定管理業者に委託されるかどうかというのは、まだ決まらない。その頃には決まっている。新しくできる公施設が。

田中委員長：直営でしょ、公民館は。

事務局：建物全体を管理するのは、指定管理者が入るという構成は決まっています。

委員：それはもう決まっているのですか。

事務局：はい。ただ、いろいろな課が入ってきますので、それぞれの課の運営については、指定管理者でやるところもあれば、直営でやるところもある。今の段階では、公民館は直営で運営する。そこで事業や講座をするという方針に今、なっています。

委員：そうすると、(2)の他の施設の連携した事業展開については、他の施設のほうは指定管理業者が上に乗っかっていると考えたほうがいいわけですね。

事務局：今までは個別に、施設ごとに指定管理が入っていたのですが、今度では全体で1つの指定管理者が入ってくる。

委員：だから、指定管理業者が管理する固まりと、公民館という固まりの2つが、大きくある感じですね。

事務局：はい。あとは、図書館は図書館であります。図書館も直営と、窓口委託と、館によっていろいろな運営をしているのですけれども、恋ヶ窪は窓口委託になります。

鈴木副委員長：私は、その指定管理が混乱しているのですけれども。運営の指定管理なのか、建物の指定管理なのか。

事務局：建物です。

鈴木副委員長：建物ですよ。だから福祉センターも生きがいセンターも、それについては今までどおりの、担当する指定管理の会社か法人かが、どうなるかは分からないけれども、今までどおりということですよ。

事務局：はい。

鈴木副委員長：だから大事なのは、建物をどう管理していくかではなくて、私たちがどう運用していくかという話に絞ればいいのですよね。

事務局：そうです。建物の管理は考えなくていいです。

鈴木副委員長：ですよ。運用の仕方を、先取りしてしまおう。先取りって、変だけれども。

事務局：話がちょっと食い違っていたら、整理したほうがいいと思っているのが、恐らく今、武道館にしても生きがいセンター、福祉センターにしても、違う業者が入ったりするわけです。恐らく今度のときには1つの業者に一括でいくでしょう。主に指定管理については、でも本当は、恋ヶ窪公民館、指定管理になっていない。行った先で何が指定管理業務になるかという、部屋の貸し出しについては指定管理になる。オッケーですよ。その代わり、公民館の事業とかそういったものについては、直営でやっていく。ここでお願いしたいのは、指定管理は指定管理であるでしょう。公民館は公民館で、こういった事業をやっていきます。向こうは向こうで恐らく、自主事業とかお金をかけた教室とかもやりたいわけです。一方で、公民館は無料でいろいろな講座をやっていくあつれきが多分出てくると思うのです。そのときに、公民館はこういったスタンスでやっていきますというのを、きちんと答申に盛り込んでいただいて、その上でやっていただければ、今後の、令和7年度以降、いろいろな業者、課と恐らく新しい指定管理の仕様書のようなものができくと思うのです。そのときに、公民館の関係はこうしてくださいという折衝ができる。そういうわけでも、答申をつくっていただければ、とてもきれいなものができるかと思います。

鈴木副委員長：明解です。分かりました。

田中委員長：福祉センターでは、指定管理者が事業をやるわけですか。

事務局：多分、大きくなればなるほど、当然自主事業をやったほうがお金になるわけです。スポーツセンターなんかが一番いい例です。柔道とか武道とかで、初任者研修だ、初任者コースをやれば、1回500円とか1,000円とかとるわけです。でも、公民館講座は無料です。だったら、それは向こうからすれば、

少なくともこちらの関係からすれば、お金にならないわけではないですか。公民館にばかり行かれてしまうと。その辺の線引きをどうするのかとかしておかないと、いかなのではないかという感じです。

委員：自主公民館とおっしゃったでしょ。

田中委員長：直営。

事務局：その直営の理由は、講座の直営であって、部屋貸しについては指定管理なわけです。

委員：ということは、指定管理業者が企画、運営するようなイベントも発生するということですか、公民館でも。

事務局：と思われます。普通なら思われます。

委員：そうすると、ちょっとややこしいですね。

事務局：ややこしくなるのです。

委員：それはやめたほうがいいですかね。

事務局：ただ、向こうからすればそれがないと、うまみがないわけです。

委員：でも、委託するのはこちらだから。

事務局：市役所ですからね。

委員：市役所のほうから。

事務局：だからこそ、ここで整理してほしいわけです。公運審として、「あくまでも公民館はこういうスタンスでいきますからね」ということを言うとおかないと、向こうに。向こうにと言っては、何か分からないけれども。

委員：福祉センターについては分からないですけれども、公民館は自分たちでやりますということであれば、100%自分たちの企画・運営にならないと、半分半分みたいなことになると、ややこしいですよ。

委員：事務局が言われているのは、同じような講座があって、片一方は無料、片一方は有料だと、いかがなものですかと。

委員：それは避けたほうがいいですよ。

事務局：そうなのですけれども、そのときに、そういうことがありますよということを、ちゃんと最初から述べておかないと、後から聞いていなかった、指定管理のほうがとなると、それはまた1つの悶着になりかねないので、そういうのはちゃんと答申で、公民館としては向こうでも、これまでどおり無料でやっていきますという旨を、きちんと答申に盛り込んでいただければ、いろいろなところで調整はしやすいのかな。公民館として、次期複合施設でどういうふうな運営をしていくのか、運営すべきなのかというのを、答申で述べていただければ、それに基づいてこちらも折衝しやすい。

委員：受託する指定管理者が、「そんなこと聞いていない」とならないようにしておきたいということですね。

事務局：そのとおりです。

田中委員長：それでは、時間も時間なのですけれども。今、どういう仕組みになること

が想定されているかを、こちらの課で把握しないと、簡単には連携云々というのができないです。それはどこかで、まず正副委員長と事務局の間で、全部情報は共有させてもらわなければいけないのですけれども、1月までの間に会議は開けないので、そこが。この間の中で把握しながら、場合によっては会議がなくても、皆さんに投げかけて、ご意見を聞いたりアイデアを聞いたり、質問を聞いたりということをやったほうがいいかもしれません。場合によっては途中で、Zoom会議やらなんて思ったりして。それはまた相談にして、今日は時間もあれなので。何かこれだけは、というので答申に盛り込んでほしいとか、何かありますか。あるいは答申を書く上で、この辺をちゃんと確認しておくべきだとか。

委員：今、もとまち公民館の話はお伺いできたのですけれども、それ以外の館の方からも、一言ぐらいはいただけませんか。答申の思いみたいなものを。

鈴木副委員長：館長さんから。答申に何を期待するか。

委員：具体的に聞いて、大分、分かりやすくなったので。

田中委員長：そうですね。時間が今、過ぎていきますけれども、あと数分。例えば4時15分まで、大丈夫ですか、皆さん。では、館長さん。もとまち公民館長もまだ何か。

事務局：何もないです、大丈夫です。

田中委員長：並木公民館長から順にお願いします。

事務局：既にこの中では、出ている内容になってしまって、繰り返しになってしまうことなのですけれども、複合施設になったときに、部屋の貸し出しを含めて、指定管理を入れるというのが、公民館としてというよりは、市としてはそのように進めたいと考えている中で、事業に関しては、公民館としては直営でしていくべきだということも含めて、どうなのか。公民館が直営でする事業というのは、どういうものが必要なのかというところについて答申をいただくと、公民館で、無料とする意味とか、そういうところが差別化というか、できるのかなと思っています。ほかの、今まである施設の貸し出す部屋とか、そこでやりたい事業と、公民館が直営として、職員がやっていくべき事業というのはどういうものなのかというのが明確になったらありがたいなと思っています。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。大事なポイントですよね。商店会の生き残りの前に、公民館の生き残り。それはでも、(1)、(2)のどちらかという、両方にかかる問題というコメントでいいですか。

事務局：そうですね。役割はこういうものだというところもそうですし、連携してこういうことも、公民館課と、指定管理とでもいいのですけれども、こういう連携をして、全体としてもやっていくべきだという事業もあったりとかというところ、要望というところですよ。

田中委員長：分かりました。そうやって考えると、公民館でいつも、施設と人と、ごっ

ちゃになったりしていますけれども、ここで言う公民館は、完全に組織ですよ。施設はもう、指定管理になってしまうので、組織としての館長さんを中心とする職員。公民館職員が一体何をやるべきかという、そんな感じですよ。

事務局：社会教育法第5条の1号、2号、3号ですよ。4号は指定管理になってしまうので。

田中委員長：分かりました。ありがとうございます。光公民館長は何かありますか。

事務局：複合施設課に当たって、指定管理の協定書を結ぶかと思うのですが、どうしても協定書に基づいて、多分、仕様書とかがつくられると思うのですが、どういふところが明記されるかが1つ、ポイントではあるかと思うのです。やはり公民館としては、基本的に学びの場というか、講座を進めていく必要もあると思いますので、この辺の具体例的なものを交えながら、こちらにある役割と事業展開について、お示しいただければありがたいと思います。

田中委員長：具体的なものを交えながら、事業展開の在り方、方向を提案するということですね。恋ヶ窪公民館長は当事者なので、何かありますか。

事務局：この場でも今、どんな状況かなんていうところを、いろいろお話はさせていただいておまして、今、それぞれの公民館の館長がいろいろとお話をされたので、私も重複するところではあります。非常に今、ここの恋ヶ窪公民館のユーザーの方も、みんなすごく熱心に、今後どうなっていくのかというところを、大変心配されておりますので、地域に根差して、今まで50年以上やってきた恋ヶ窪公民館が、そのまま向こうでも活躍できると思いますか、そういうものを考えていただければと思っております。

田中委員長：ありがとうございます。1点だけいいですか。こうやって聞いていて、とても不安になってきて、分からなくなってきたのは、先ほどから施設は指定管理だということですよ。事業は公民館職員が直接やるということですよ。公民館の大事な点は、前から言っているように、自主グループなり、市民と職員のコミュニケーションを通して、新しい企画が生まれたりというのがありますね。その部分がどうなるのかというのが、多分、今の話から全部抜け落ちているような気もするのです。自主グループに対する職員からのアドバイスだとか、自主グループの方々と職員とのコミュニケーションとか、それ、とても重要だと思うのですが、その辺はちゃんと一般行政の人には分かっているのか。

事務局：分かっていると思います。

田中委員長：ですね。それを答申で、かなりちゃんと書かなくてはいけないのではないかという気がするのですが、

鈴木副委員長：そう思います。もう1ついいですか。

田中委員長：はい、どうぞ。

鈴木副委員長：もう1つ、(1)で「これからも地域に根差す公民館としての役割について」

ですが、ここはご覧になって、もうご存じだと思いますが、歩きましたから。児童館がない。そういう地域なので。そういう役割を、代わる役割みたいなものを、恋ヶ窪公民館がやってきたということもありますから、それについても子どもの居場所、学ぶ場所、遊べる場所としてのどういう役割を、今後どのようにしたらやっていけるのかということも含めて、答申の中に入れる必要があると思いました。

田中委員長：ありがとうございます。それでは以上なのですけれども、課長から何かありますか。

事務局：今、皆さんがいろいろとおっしゃっていただいた1つ1つが、全て本当に大事な一言なのですけれども、やはり今、福祉センター、公民館、地域センターといろいろな施設があって、どう違うのですかという人がやはり多いのではと思っています。公民館に来れば、すごくよく分かるのだけれども、そこから離れると、何がどう違うのか、皆同じように人が来て、同じ活動をしているみたいなのところもあるのかなと思って。本当に公民館ならではの、だからできること。ここにはまだ、地域会議というのはない状況ではありますけれども、公民館で人と人をつなぐというのが、公民館ならではの特徴であると思います。部屋を借りて、自分たちの活動をするだけだったら、どこでもできますけれども、公民館の役割、今までしてきたのは、本当に地域の人のハブ的な役割で、ここで皆さんをつなげて課題を解決する、みたいなことをしてきたというポイントを、ぜひともPRしたいという思いはあります。

田中委員長：そうですね。この間、繁多川公民館がまさに、指定管理者ではあるけれども、その辺をかなりやっているわけです。ありがとうございます。課長からそう言われて、とても大事なポイントで、答申に盛り込みたいというのは認識しました。それでは、委員から何かありますか。

委員：質問なのですけれども、ひかりプラザというのが入り口のところに。それと光公民館というのは、どう違うのですか。

事務局：そもそも光公民館は、社会教育法に基づいた施設ではあります。ひかりプラザは、もともと教員のためのメインの施設として、あそこは複合施設です。でも公民館とは違った施設。

委員：教室なんかもあるではないですか、いろいろな。

事務局：いろいろな部屋がありますよね。教育センターですか、教職員のための。

鈴木副委員長：研修センター。

事務局：はい。研修センターがメインとしてつくられていて、そこに平成20年、事務局が異動してきて、教育総務課とか学部課とか。最初は指導課しかいなかったのですけれども、教育のいろいろな課が、事務局があそこに移動して、拠点として今まで運営してきたところではあります。そこに、市長部局の今人権平和課が入ってきたりしてしまっていて、主に視聴覚みたいな部屋とか資料室とか、パソコンを置いている時期もありましたし、本当に教育の教職員が

使うことをとして、最初は立ち上げました。そして、スポーツ施設も一緒に入っておりますので、そこでスポーツの活動もできる建物なので、公民館とは似ているけれども違います。

委員：私は地方から出てきたので、最初はどっちがどうなのか分からなかったもので、どこが違うのか疑問だったので。分かりました。

委員：そういう意味では、直営なのですか。

事務局：総合窓口というか。貸し出しについては、指定管理者が1階に入っているのですけれども、その主管が社会教育課で、同じ場所にいます。貸し出しについては委託をしている状態です。

田中委員長：それでは、約束の大体15分ぐらいになりますので、これぐらいにしたいのですけれども。次回、1月までの間に、結構いろいろと考えなければいけないかなというものがあるような気がしているというか、分かってきまして、途中、もしかしたら皆様に事務局のほうからいろいろとご連絡があるかもしれませんので、そのときにはまたご対応ください。どうもありがとうございます。

4 その他

田中委員長：では、その他ということで、まず委員の皆さんから、その他で発信すべきこととか、何かありますか。よろしいでしょうか。では、事務局から最後に連絡事項などをよろしくお願いします。

事務局：2点ありまして、以前こちらのパンフレット、リーフレットを皆さんにお配りしたかと思うのですけれども、全国の公民館の皆さんのために、研究集会というのがあります。いろいろな大会を兼ねているのですけれども、関東甲信越静公民館の研究大会新潟大会という名称もついているのですけれども、こちらの分科会に並木公民館の職員が発表しております。これからの公民館ということで、並木公民館の職員が『まち・ひと・わたし』を結ぶ～人権学習の取り組みから～』ということで、発表をさせてもらっています。その資料を、資料12-2でつけておりまして、国分寺市では人権学習をかなりやっているのですけれども、やはり上越市の皆さんにとっては、人権を講座にするのはとてもハードルが高いというようなことで、地域性とかがいろいろあるというのを感じましたけれども、新潟の方から、「人権講座すごいね、うらやましいです。」というようなコメントをいただいております。いろいろな切り口から、いろいろな講座をやっていますということで、非常によい発表をしましたので、後でお読みいただきたいと思います。もう1つは、これからのことなのですけれども、今度は都公連といいまして、26市の中で、この東京都公民館の連絡協議会というのがありまして、こちらに加盟している市が今、9市あります。そのうちの1市が国分寺市なのですけれども、今回は国立市が事務局をしておりまして、研究大会を2月8日の土曜日に予定して

おります。前年度は第60回ということで、国分寺市が事務局だったのですが、今回は国立市が事務局で、国立市の市民芸術小ホールを会場に、研究大会を予定しております。こちらにもし、お時間の都合がつく方は、ぜひ参加していただきたいと思っております。加盟市だけではなくて、加盟していない市にも声をかけまして、公民館だけではなくて、生涯学習センターという施設になっている市の皆さんにも、お声がけをしております。そこで、これからの公民館について、皆で考えてみようというテーマであります。基調講演とシンポジウムと、ディスカッションという内容となっております。先ほど、議事録のことで修正がもしありましたら、12月13日の金曜日までにお知らせくださいということをお伝えしたのですが、同じ12月13日の、修正があるかないかお知らせいただくときに、こちらの研究大会にいらっしゃるかどうかというご都合も、メールで教えていただけると助かります。事務局で取りまとめて、申し込みをいたしますので、よろしくお願いします。以上です。

田中委員長：ありがとうございます。今の最後におっしゃったのは、2月8日の研究大会ですね。

事務局：そうです。

田中委員長：私、行く予定ですので。

事務局：ありがとうございます。

田中委員長：佐藤一子先生が、三多摩テーゼって、多摩地区の公民館の、今に至るまでの考え方の基本をしっかりと出したもので、一応我々は、それを勉強しておいたほうがいいと思うのと、次のページで「公民館のしあさって・プロジェクト」と、例の繁多川公民館が掲載されていた本の参考ですよ。だから、かなりいろいろと参考になる話があるのではないかと思います。15分と言っているながらも、あれで終わりだと思っていて、今、20分になってしまいました。それでは以上でよろしいでしょうか。

事務局：次回の日程の確認をさせていただきます。先ほどもお話しさせていただきましたけれども、まだ不透明なところがありますので、一旦、次回については1月24日金曜日、午後2時から4時で、本多公民館という形で、今のところはお案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

田中委員長：これはもうこれで動かない日程です。よろしくお願いいたします。では、以上、ちょっと長くなって申し訳ありませんでした。今日の審議会は終了です。ありがとうございます。もう年明けまで会わないということになると思いますので、早いですが、よいお年を。

——了——